

令和8年 第5回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和8年5月27日(水) 午後1時30分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

知久馬委員、加藤委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育委員会事務局事業について
- (2) 図書館事業について
- (3) 令和8年度前期三朝町教育委員会学校訪問日程について
- (4) 令和7年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書について
- (5) 令和7年度図書館事業実績について

5 議 事

- 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(第9次地域福祉活動計画策定委員の推薦)
- 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(三朝町防災会議委員の委嘱)
- 議案第30号 令和8年度教育関係費補正予算(令和8年6月)について
- 議案第31号 三朝町学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の設定について
- 議案第32号 三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第33号 三朝町高校生等通学費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第34号 三朝町教育行政評価委員の委嘱について
- 議案第35号 町立みささ図書館協議会委員の任命について
- 議案第36号 町立学校教職員の処分について【非公開】

6 協議事項

- (1) 三朝町子ども・子育て会議委員の推薦について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和8年6月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育委員会事務局事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【5月】			
5月1日	(金)	小学校全校遠足	桜づつみ公園
5月3日	(日) ~5日	花湯まつり	温泉街
5月9日	(土) ~10日	中部地区スポーツ少年団交流大会 (ミニバス)	スポーツセンター
5月10日	(日)	小中PTA合同愛校作業	
5月13日	(水) ~15日	中学校3年修学旅行	東京
		中学校2年トライワーク	
5月15日	(金)	中学校1年三徳山登山	
	19:00-	スポーツ推進委員会定例会	
5月16日	(土)	小学校運動会	予備日17、18日
5月18日	(月) 10:00-	東伯郡社会教育協議会総会	まなびタウン
	13:30-	教育行政評価委員会 (第3回)	
5月19日	(火) ~20日	全国町村教育長会	東京
5月20日	(水)	とっとり学力・学習状況調査 (中3)	
5月21日	(木) ~22日	小学校6年修学旅行	広島
	13:30-	鳥取県公民館連合会総会	まなびタウン
	14:30-	青少年育成鳥取県民会議	とりぎん文化会館
		とっとり学力・学習状況調査 (中2)	
5月23日	(土)	みささ青空体験塾 (田植え体験)	小河内区
5月25日	(月) 10:00-	中部市町教委と中部教育局との懇談会	中部総合事務所
	18:30-	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会総会	文化ホール
		とっとり学力・学習状況調査 (中1)	
5月28日	(木) 9:30-	三朝大学入校式	
5月29日	(金)	とっとり学力・学習状況調査 (小6)	
5月30日	(土)	中学校運動会	予備日31、1日
【6月】			
6月1日	(月)	小学校プール開き	
6月2日	(火) 9:00-	小中校長会	
	10:30-	共同学校事務室協議会	
		とっとり学力・学習状況調査 (小5)	
6月3日	(水)	とっとり学力・学習状況調査 (小4)	
6月5日	(金) 9:00-	第50回三朝町民ゴルフ大会	鳥取市
6月6日	(土) 9:00-	みささ青空体験塾 (竹林整備・竹細工体験)	若宮区
6月7日	(日)	中学校サマープラスコンサート	エスパック未来中心
		中部地区少年少女のつどい	ハワイ夢広場
6月9日	(火) ~17日	町議会6月定例会	
6月11日	(木) ~12日	中学校県総体予選	
6月16日	(火) 13:30-	学校運営協議会 (授業参観含む)	
6月18日	(木) ~19日	小学校5年船上山宿泊学習	少年自然の家

6月23日（火）	校内授業研究会（小中学校）	
～25日	国家公務員初任行政研修	4名
6月25日（木） 10:00-	三朝大学（三朝町の農林業）	文化ホール
～26日	鳥取県町村教育長会総会並び第1回研修会	溪泉閣
6月29日（月） 9:00-	教育委員会前期学校訪問（中学校）	
6月30日（火） 8:50-	教育委員会前期学校訪問（小学校）	

- ・前期学事訪問（中学校） 7月3日
- ・21世紀を生き抜く中学生講演会 7月3日
- ・前期学事訪問（小学校） 7月7日
- ・学校運営協議会（授業参観含む） 7月10日
- ・三朝大学（認知症予防） 7月17日
- ・中学校県総体 7月18～19日
- ・小学校1学期終業式 7月22日
- ・中学校1学期終業式 7月24日
- ・東伯郡小学校水泳大会 7月29日

報告事項(2)

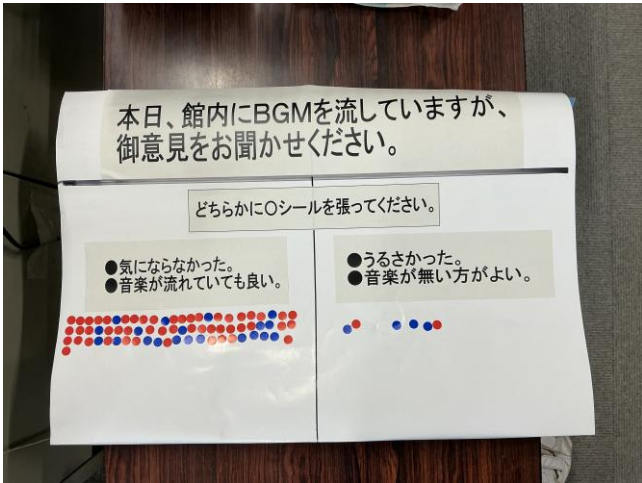
【図書館】令和8年5月～令和8年6月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【5月】			
5月9日（土）14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月10日（日）- 5/20	【特別企画】	スワッグ作り体験	45名参加
5月13日（水）- 5/15	【育児支援】	中学校トライワーク受入	3名
5月17日（日）10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	10名参加
5月21日（木）10:00-	【育児支援】	2歳児健診（読み聞かせ・配本）	文化ホール
5月23日（土）14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月28日（木）		休館日（資料整理日）	
【4月末からの企画】			
4月25日（土）- 4/26	【特別企画】	芝生でゴロン！春の野外図書館	2日間130名
- 4/26	【特別企画】	本×音楽の日（館内BGM）	別紙①
4月23日（木）- 5/17	【特別企画】	こども読書週間・日本遺産ウィーク企画 ～ 子どもスタンプラリー ～	延べ64名
4月21日（火）- 5/20	【企画展示】	日本遺産PR展示	別紙②

日 時	内 容		備 考
【6月】			
6月2日（日）-12/20	【特別企画】	たのしい読書スタンプラリー	別紙③
6月3日（水）11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
6月13日（土）10:00-	【特別企画】	ミササラドンたちを探せin英語村	別紙④
14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
6月21日（日）10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
6月21日（木）10:00-	【育児支援】	5～7ヶ月・1歳6ヶ月児健診（配本）	文化ホール
6月25日（木）		休館日（資料整理日）	
6月27日（土）14:00-	【定期講座】	みささ英語村	

別紙①

本×音楽の日（館内BGM）報告

実施日 (期間)	令和8年4月25日(土)～5月2日(土) ※6日間館内に音楽を流した
場 所	みささ図書館内（カウンター付近に音源）
内 容	・子ども読書週間に併せ、イベントとして館内全域に音楽を流した。 ※音楽は、癒しを目的とした曲を集めた図書館所蔵のCD ・玄関付近に【良かった】【悪かった】の2択でどちらか一方に投票してもらう方法で来館者の感想を集めた。
成果等	【気にならなかった／音楽が流れていてもよい】 71票 【うるさかった／音楽が無い方がよい】 6票 集まった意見の数 77票 ・カウンターに口頭で寄せられた意見の多くは、【音楽を流してほしい】との声だった。
備 考	 本日、館内にBGMを流していますが、御意見をお聞かせください。 どちらかに○シールを張ってください。 ●気にならなかった。 ●音楽が流れていてもよい。 ●うるさかった。 ●音楽が無い方がよい。

「日本遺産ポスター作品展」寄せられた感想

一つ一つがしっかり調べてあって感心しました。知らないことがたくさんあって、魅力が伝わってきました。中には、きっと地元の人しか知らない情報もあるのかなと思うと、深〜く調査したり、学習したりしてきたことだと思います。もっと広く発信して、三朝町のすばらしさを多くの人に伝えてほしいと思います。（町外 44 歳 男性）
「薬師堂」くわしく書いてあり大変良くわかりました。ありがとうございます。私も毎月お参りをしています。隣の「つえなしお地蔵さま」今、おかげで歩けます。お体大切にしてくださいませ。（84 歳 女性）
自分の知らないところも絵や写真で紹介されていてよくわかった。学習したことを他人に伝えようとポスターで表しているところが、子どもたちの頑張っている様子が思い浮かんだ。（町内 35 歳 女性）
三朝の子供たちが、色々な場所を一生懸命に紹介しているのが伝わってきました。三朝に来てしばらく経ちますが、自分の知らなかったことが知れて、新鮮でした。どのポスターも手作り感がかわいらしかったです。（町内 23 歳 男性）
松之屋さんの「とちもち」、とってもおいしかったです。ご紹介ありがとうございます。ポスターを見て、すぐに食べたいと思いましたが、午後だったので、日を改めて倉吉から買いに行きました。10 時なのに残りは 3 つだけ。「早くいかないと買えない」というアドバイスの通りでした。「三朝が好き」「教えた」という気持ちの伝わるすてきなポスターに出会えて幸運でした。（町外 66 歳 女性）
自分のポスター（三朝橋）があってうれしかったです。（町内 9 歳 男性）
友だちに誘われて図書館に行きました。入ったとたんびっくりです。ポスターと地図とが糸でつながっていて、一目でわかる掲示にまず驚きました。そして一枚一枚読んでいくうちに三朝を散策したくなりました。必ず読み手へのメッセージが書いてあるではないですか。「おなかをこわすで、飲みすぎないようにしてください。」とか「・・・と同時に景色も楽しんでください。」とか「せせらぎを聞きながらお風呂に入って疲れをとってください。」とか読み手に語りかけてくれているようで、3 年生ひとりひとりのみなさんの顔が浮かんできそうでした。「大好きが詰まったオリジナルポスター」まさにそんなポスターでした。もっとたくさんの人の目にふれるといいのにともしました。そうそう 5 つのハートを見つけましたよ。まだまだ、行ってみたいところがあるので、また出かけていきますね。 最後にご指導された先生方ありがとうございます。三朝、自分のふるさとを心から大好きと思える子どもたちを育ててください、感謝いたします。これからもどの学校に行かれてもよろしく願います。たのしい一日になりました。 （湯梨浜町在住 60 代最高ばあさんより）
三朝温泉街のいろいろな魅力を子どもたちなりの P R と絵や写真を入れて一生懸命伝えている。どの作品もそれぞれに面白い。（町内 47 歳 男性）
自分も一回やったことがあるけど、色が付いていて、見ていて気持ち良かったです。読みやすい。（町内 10 歳 男性）
リボンの矢印が可愛いです。なるほどと思いました。（町内 72 歳 女性）

ずっと三朝に（57 年間）住んでいても“いぼとり地蔵さん”やいろいろな所に♡があることは知りませんでした。とても勉強になりました。“カジカガエルの鳴き声は鹿に似ている！”そうだったんだなぁと印象に残りました♪

「カジカガエルと三朝川」「あつい地面」かわいらしくて、よく分かりやすい内容でした。（町内 57 歳 女性）

三朝のことがよくわかった。114514 というように。やりますねえ～
（町外 8 歳 男性）

すばらしいポスター展を紹介したくて友人を誘い来館しました。どこも魅力的でしたが“ハートさがし”をすることに決めました。ポスターにあったヒントに助けられてワクワクしながら5つ探すことができました。「猪の目」というものを初めて知ることができました。文章や絵はもちろん、タイトルづけや言葉を色エンピツで塗る工夫などもすごいなぁと思いました。4つのステップで一生涯懸命ポスター作りに取り組む姿が浮かんできました。

46枚の張り方が秀逸。ポスターが中央の地図とピンでつながっているの、スッキリとしてわかりやすく、大好きという気持ちが伝わってきて見ていて楽しくなりました。
（町外 66 歳 女性）

旧小学校3年生の皆さんが、三朝の事を良く調べ、わかりやすくまとめていました。タイトルを強調したり、図や写真を用意したり、その場に行って体験してほしい事を表記したりとても楽しく見る事ができました。今後の展開としてこんなことにつながると思えました。

- ① 調査研究した児童の皆さんが苦勞した点、工夫した点も含めて発表する。
- ② 現地でガイドをしてくれる。
- ③ 英語やフランス語などで各自のパネルを外国の人にも伝えてくれる。

（町内 61 歳 男性）



みんなでチャレンジ！ たのしい読書スタンプラリー

「本を借りてスタンプを集めよう」

本を1冊借りるごとにスタンプを1つ押します。3つの
ミッションをクリアして、スタンプを集めてください！
スタンプ合計100個で素敵なプレゼントがあります。

ミッション1

みささ図書館の
司書推薦コーナー
の本を30冊借りる

ミッション2

園や支援センターの
本を30冊借りる

ミッション3

みささ図書館で
自分の好きな本を
40冊借りる

実施日時：6月2日（火）～12月20日（日）

対象：三朝町内のこども園・保育園に通う子どものいる家庭

場所：みささ図書館・みささこども園・賀茂保育園・支援センター

※1家庭1回まで



お問合せ：みささ図書館（43-1145）

ラドンたちを探せ! IN 英語村

英語のヒントをもとにラドンたちを探せ!
きみはいくつ見つけられるかな?

参加費
無料



日時：6月13日(土) 10:00～11:30

※9:50 現地玄関前集合!!

対象：小学生及びその保護者(低学年は保護者同伴)

場所：旧三朝小学校

募集人数：20人程度

募集期間：6月7日まで

持ち物：筆記用具、上靴など、飲み物



●お問合せ・お申込み●

町立みささ図書館

電話 43-1145

報告事項（３）

令和８年度前期三朝町教育委員会学校訪問日程について

Ⅰ 日 程

三朝中学校

６月２９日(月)〔午前〕

委員直接三朝中集合（９：００）

管理職との懇談 ９：００～ ９：３０（３０分）

学 習 参 観 ９：３５～１０：２５（５０分）

休 憩 １０：２５～１０：３５（１０分）

学 習 参 観 １０：３５～１１：２５（５０分）

管理職との懇談 １１：３０～１２：００（３０分）

会食（校長室） １２：０５～１２：２５（２０分）

三朝小学校

６月３０日(火)〔午前〕

委員直接三朝小集合（８：５０）

管理職との懇談 ８：５０～ ９：２０（３０分）

学 習 参 観 ９：２５～１０：１０（４５分）

休 憩 １０：１０～１０：３５（２５分）

学 習 参 観 １０：３５～１１：２０（４５分）

管理職との懇談 １１：２５～１１：５５（３０分）

会食（会議室） １２：００～１２：２０（２０分）

２ 参加予定者

【三朝町教育委員会委員】

加藤るみこ委員、村岡麻梨委員、松浦靖明委員、知久馬孝亮委員

【事務局】

塩谷俊樹教育長、角田正紀事務局長、吉竹智佳代指導主事

【中部教育局】

中学校：熊谷係長

小学校：前川指導主事、池口学力向上支援員

３ その他

・給食の会食を実施します。小学校３４５円、中学校４０７円を当日ご持参ください。

報告事項（４）

令和７年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書について

令和７年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について、別紙のとおり報告する。

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和 7 年度図書館事業の概要・実績について

1. 令和 7 年度図書館の概要

概 要	奉仕人口	5, 542人 ※令和8年3月31日現在
	休館日	毎週月曜日 毎月最終木曜日 年末年始 特別整理期間 国民の祝日（土・日曜日を除く）
	貸出	資料10冊まで 貸出期間は2週間
	開館時間	午前9時30分～午後6時
	職員体制	正規2（0）会計年度任用職員5（3） （ ）内司書資格者

2. 令和 7 年度図書館利用の実績

図 書 館 奉 仕 仕 料		令和7年度実績	令和6年度実績
	開館日	開館日数 287日	開館日数 289日
	入館者	22,955人	23,999人
	貸出冊数	70,514冊	77,487冊
	貸出〔個人〕	51,480冊	62,589冊
	〃〔団体〕	18,674冊	14,898冊
	※移動図書館（再掲）	11,555冊	11,341冊
	登録者（全登録）	7,874人 （新規 113人）	7,761人 （新規 460人）
	利用者	1,351人	1,668人
	予約（リクエスト）	3,887件	4,417件
	相互貸借	貸出 317件 借受 2,123件 計 2,440件	貸出 372件 借受 2,612件 計 2,984件
	文献複写	364枚	120枚
	相談業務（レファレンス）	1,123件	1,312件
	障がい者サービス	276件	420件
資 料	蔵書	総冊数 108,016冊 除籍数 3,089冊 受入数 2,477冊 うち購入数 2,253冊	総冊数 109,271冊 除籍数 1,354冊 受入数 2,931冊 うち購入数 2,647冊

3. 令和 7 年度図書館活動実績 ※下線は、日本海新聞記事掲載

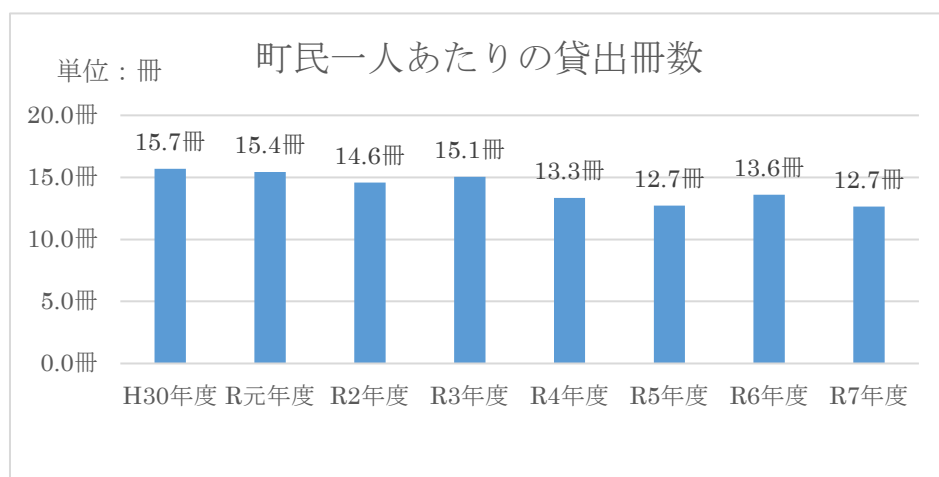
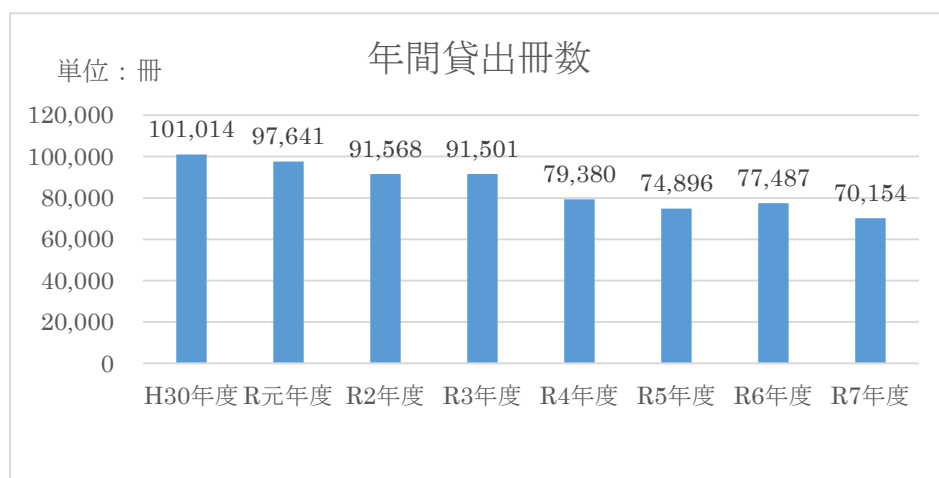
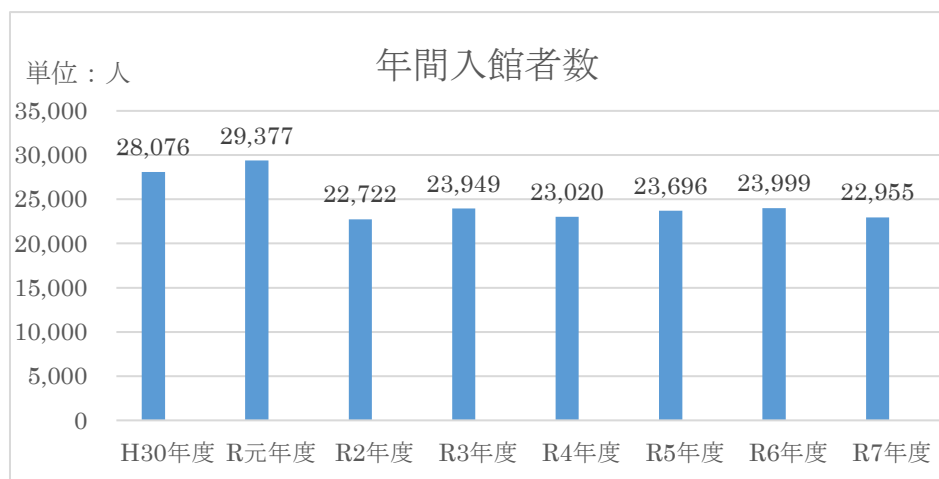
項 目	属 性	活 動 内 容
選 書	定期	選書会議（発注）38回（毎週木曜日）（昨年度 36回／年度）
	随時	社会情勢、季節、特集に合わせた選書
項 目	属 性	活 動 内 容

展示・啓発	随時	町民、団体等の発案による展示（館内展示）：15回（昨年度12回） 4月：世界自閉症啓発デーin鳥取2025パネル展示（鳥取県自閉症協会） 4～5月：日本遺産 三徳山・三朝温泉 PR展 5～6月：バラン切り絵作品 展示 5～7月：はたこうしろうさん 絵本展示 6月：男女共同参画啓発展示 7月：国際交流員メリサさん活動記録展示 8月：ウクライナとロシアの子どもの絵画展 9月：睡眠とれていますか？心の健康パネル展示（企画健康課） 9～10月：世界アルツハイマーデー啓発展示（町包括支援センター） 10月：北方領土問題啓発パネル展示（総務課） 12月：俳句クラブ「雛句会」作品展 1月：食育の取り組み展示（町内保育園・小学校・中学校） 2月：みささ図書館所蔵品お宝展示 2～3月：三朝小学校児童版画の展示 3月：睡眠とれていますか？心の健康パネル展示（企画健康課）
移動図書館	月1回	定期巡回して図書の貸出を実施：21ヵ所（のべ252回） （保育所・子育て支援センター除く）
学校支援	随時 定期	学習資料等の提供：小学校貸出 912冊 中学校貸出 293冊 計1,205冊 小学校1～3年生学級文庫 図書貸出し：4回（年間） 中学校図書貸出し：3回（図書委員生徒 選書来館）
学童支援	随時 定期	移動図書館貸出 東学童：12回（1回／月） 出張おはなし会・工作教室 東学童：1回（夏休み） 移動図書館貸出 西学童：23回（2回／月） 出張おはなし会 〃：4回（夏休2回・冬休1回・春休1回）
子育て支援	月1回	お話会：29回 ※町内保育園2園、子育て支援センター 移動図書館貸出：36回 ※町内2園、子育て支援センター バイオリン美術館お話会：12回（参加親子127組 276名） ※ランチタイムコンサート前に実施
	健診時	ブックスタート：4回（11組） ブックセカンド：13組 健診時の絵本展示・紹介：12回 読み聞かせ：9回

図書館行事	テーマ 本 展示	① 児童書コーナー（一部共通） 春特集、入園・入学特集、こども読書の日キャンペーン展示、子どもの日特集、母の日、父の日、しかけ絵本展示、冒険にでかけよう特集、はたこうしろう作品、読書感想文・夏休みの宿題、七夕、敬老の日、お月見、秋を探して、ハロウィン、食育、節分、バレンタイン、冬特集、ひなまつり ② 一般書コーナー 曾野綾子（追悼）コーナー、自閉症啓発パネル展示に関する本、本屋大賞コーナー、日本遺産 PR 特集、トライワーク中学生オススメコーナー、はたこうしろうコーナー、切り絵工作関する本コーナー、芥川賞・直木賞候補作（過去作）コーナー、男女共同参画啓発コーナー、フランス（国際交流）コーナー、戦後 80 年、戦争と平和、自死予防、日本遺産、認知症予防、北方領土問題、フランス・台湾関連の本、版画関連、猫特集、冬特集、眠れてますか ③ 県立図書館から協力貸出コーナー 3 ヶ月ごとに入れ替え 3 回／年 ④ 図書館職員のオススメコーナー（6 月末から随時展示本の入替えを行い継続して実施） ⑤ YA（ヤングアダルト）コーナー（中高生コーナー） 高校生（4 名）による選書（20 冊）を書店で R8. 2 月に実施。 自ら選定した本にコメントを付け、3 月から特設コーナーで展示 ⑥ 郷土コーナー 郷土作家の著書展示、日本遺産関連図書コーナー など ※除籍予定本の展示コーナーを 8 月から開設
	イベント 事業	① 春の読書推進キャンペーン みささ図書館へ行こう！キャンペーン （4 月 23 日～5 月 11 日／子ども読書週間スタンプラリー） ●スタンプを集めてオリジナルしおりプレゼント 達成 8 名 ●オリジナル缶バッジ作成 期間中に本を借りた方を対象に日本遺産オリジナル缶バッジを制作し、プレゼント。108 名 ② ミニ古本市（7 月 1 日～7 月 30 日） ●期間中に 1,850 冊の除籍本を販売。401 冊を販売した） ③ 開館 35 周年記念事業「絵本作家 はたこうしろうさんワークショップ&講演会」 ●7 月 6 日・ワークショップ「ダンボールの動物づくり」 （親子向け） 60 名 ・講演会「絵本と遊びと自由の話」 （大人向け） 46 名 ※絵本販売とサイン会 ●7 月 7 日・講演会（三朝小学校） 全校児童 ④ 夏休み特別企画「サイコロとしょかんクジ」 （7 月 16 日～8 月 31 日／のべ 208 名 6 年度：のべ 173 名）

	●本を借りた際にサイコロを振り出た数字のスタンプを押印。 スタンプが貯まるとガチャを1回回すことができる ⑤ 親子夏休み工作教室 (8月23日／午前の部：21名・午後の部17名) 森田地域おこし協力隊の講師による「木で作るレトロな脳トレゲーム」を親子で制作 ⑥ 日本遺産オリジナル缶バッジを作ろう (9月6日／64名参加) ●日本遺産フォーラムのイベントコーナーの1つとしてオリジナル缶バッジ作成を図書館で実施 ⑦ 図書館に行こう！キャンペーン(10月24日～12月24日) ●県内図書館合同企画に併せ、みささ図書館35周年賞を本館のみ特別設定し、イベントを盛り上げた。(応募者：118件) ⑧ 古本市(11月22日～11月23日) ●期間中に50コンテナ分の除籍本を販売。604冊を販売した) ⑨ ブラインド・ブック・マーケット(10月29日～11月16日) ●自身には不要だが、誰かに読んでほしい本に「おすすめコメント」付け、図書館展示スペースで他の方に本を提供 期間中：39冊提供 ⑩ 夜の図書館(12月12日午後6時から午後8時まで 来館者82名) ●日中、仕事等で図書館利用ができない方に図書館を利用してもらうこと。また、BGMやコーヒーの提供等により、リラックスした空間で本に親しんでもらうこと目的に実施。 このほか“コタツ”や“屋外にイルミネーション”も設置 ⑪ 新春初読み企画「新しい本との出会い、お年玉付き！本の福袋」 (R8. 1月4日～1月9日／大人用50袋、子ども用50袋) ⑫ タイムカプセル開封の儀(R8. 1月11日 参加者57名) ●二十歳を祝う会の出席が小学校4年生当時、図書館に保管してあったタイムカプセルを開封する儀式を実施 ⑬ 百人一首かるたを楽しもう(R8. 1月17日 参加者18名) ●新春らしいイベントとして実施 ⑭ ミニ古本市(2月3日～2月25日) ●期間中に1,730冊の除籍本を販売。530冊を販売した)
定期開催	☆親子で楽しむおはなし会(毎月第3日曜日 午前10時30分～) 町民の読み聞かせボランティア(7名)と鳥取短期大学学生(延べ8名)の協力により実施 4月～3月 10回 参加者数 のべ115名(大人55名・子ども60名) ※1月・2月は積雪の心配があるためお休み
教室・ 講座	☆みささ英語村 英会話コーディネーター：アナさん(5月まで)

		〃 : メーガンさん (7月～) 令和2年6月から始めて、5年目 毎月第2・4土曜日 14:00～16:00 24回開催 参加者延べ179人 ☆あみぐるみ教室(手芸) (10月15日 10名/11月13日 10名) ●石笠氏の指導による手芸教室を実施 ☆「スマホ教室」(企画健康課との共催) 11月4日・12月2日(各日とも1日4講座)
--	--	---



議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

次のとおり社会福祉法人三朝町社会福祉協議会から第9次地域福祉活動計画策定委員の推薦について依頼のあった件について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分したので、本委員会の承認を求める。

令和8年5月27日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

- 1 推薦する委員数 1名
- 2 推薦する者 三朝町教育委員会 教育長職務代理者 松浦 靖明
- 3 推薦理由 前委員の役職によるもの
- 4 任 期 令和9年7月31日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

（専決処分）

第3条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

次のとおり三朝町長から三朝町防災会議委員の委嘱にかかる依頼のあった件について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分したので、本委員会の承認を求める。

記

- 1 委嘱する者 三朝町教育委員会 教育長 塩谷 俊樹
- 2 任 期 任命の日から令和 9 年 3 月 31 日まで（前任者の残任期間）

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（8） 略

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

○三朝町防災会議条例

（会長及び委員）

第 4 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2～4 略

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（1）～（4） 略

（5）教育長

（6）～（7） 略

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

議案第 30 号

令和 8 年度教育関係費補正予算（令和 8 年 6 月）について

次のとおり令和 8 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和8年度教育関係費 歳出補正予算（令和8年6月）案

【教育振興室】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
企画費	中学生手作り訪仏事業	5,289	1,272	6,561	旅費(渡航費)の増額及び通訳随行者(元CIR)への報償費
	台中市石岡区との中学生相互交流事業	3,962	396	4,358	旅費(渡航費)の増額
事務局費	スクールソーシャルワーカー等活用事業	0	3,834	3,834	町立学校の不登校対策の強化を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置
小計		9,251	5,502	14,753	

【文化・スポーツ室】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
体育施設 管理費	野球場一般管理経費	3,137	127	3,264	経年劣化により破損したレーキ(グラウンド整備器具)の更新に係る経費
	テニスコート(人工芝)一般管理経費	59	227	286	経年劣化により損傷が著しいネット更新に係る経費
	テニスコート維持補修費	500	1,425	1,925	コート人工芝の追加補修に係る経費
文化財調査費	三徳山遺跡発掘調査等事業	11,290	655	11,945	R9設置予定の評価委員会を前倒しで立上げ、R8調査段階から有識者が現地視察等を行うための経費
小計		14,986	2,434	17,420	

議案第 31 号

三朝町学校給食費負担軽減補助金交付要綱の設定について

次のとおり三朝町学校給食費負担軽減補助金交付要綱を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 27 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【設定の理由】

町立小中学校に通う児童生徒の学校給食費に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、三朝町学校給食会へ補助金を交付することに関して必要な事項を定める。

【設定の概要】

町立学校における学校給食費の食材費について、国が定める基準額を当該補助金の交付対象とし、児童生徒の保護者の経済的負担軽減をするほか、成長期における児童生徒に安全安心な給食を提供するとともに、学校給食法に規定する保護者が負担すべき経費（学校給食費）の一部を町が負担することにより子育て世帯への支援の強化に資する。

【施行期日】

告示の日から施行し、令和 8 年度の実施事業から適用する。

三朝町学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町学校給食費負担軽減事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、三朝町学校給食会（以下「学校給食会」という。）に対して学校給食費の負担軽減事業を実施するために必要となる経費を交付することにより、三朝町立の小中学校に通う児童及び生徒に係る保護者の学校給食費の負担の軽減を図り、もって子育て世帯への支援の強化に資することを目的として交付する。

(本補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、学校給食会が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 交付対象事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表の第2欄に掲げるものとし、本補助金の額は同表の第3欄に定める額とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行し、令和8年度に実施する事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 交付対象事業	2 交付対象経費	3 本補助金の額
学校給食費負担軽減事業 学校給食会が実施する次に掲げる事業をいう。 (1) 学校給食に係る食材費を支援し、三朝小学校児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業 (2) 学校給食に係る食材費を支援し、三朝中学校生徒の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業	(1) 会計年度内における三朝小学校における学校給食に係る食材費 (2) 会計年度内における三朝中学校における学校給食に係る食材費	(1) 第2欄に定める交付対象経費の額とする。ただし、5,200円に対象となる学校の在籍児童数及び11を乗じて得た額を上限額とする。 (2) 第2欄に定める交付対象経費の額とする。ただし、5,200円に対象となる学校の在籍生徒数及び別に定める乗数を乗じて得た額を上限額とする。

議案第 32 号

三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部改正について

次のとおり三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 27 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【改正の理由】

三朝町職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、自家用車による交通費の単価が、1 キロメートルにつき 16 円から 25 円に変更されたため。

【改正の概要】

1 キロメートル当たりの単価を 16 円から 25 円とする。

【施行期日】

告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱（平成31年三朝町告示第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条、第4条関係）			別表（第3条、第4条関係）		
区分	算定基準	支給方法	区分	算定基準	支給方法
1号該当者	1・2 略 3 居住する集落から最寄りの停留所までの距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり <u>25円</u> を乗じて得た額に稼業日を乗じて得た額（居住する集落から最寄りの停留所までの距離が1キロメートル以上である場合に限る。） 4 略	略	1号該当者	1・2 略 3 居住する集落から最寄りの停留所までの距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり <u>16円</u> を乗じて得た額に稼業日を乗じて得た額（居住する集落から最寄りの停留所までの距離が1キロメートル以上である場合に限る。） 4 略	略
2号該当者	1月当たり、居住する集落から小学校までの片道の通学距離から2キロメートルを減じた距離（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の規定により設置する特別支援学級に在籍する児童については、居住する集落から小学校までの片道の通学距離）の往復に相当	略	2号該当者	1月当たり、居住する集落から小学校までの片道の通学距離から2キロメートルを減じた距離（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の規定により設置する特別支援学級に在籍する児童については、居住する集落から小学校までの片道の通学距離）の往復に相当	略

	する距離に1キロメートル当たり<u>25</u>円を乗じて得た額に20を乗じて得た額又は1号該当者の算定基準により算定した額に10分の1を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（10月分を限度とする。）			する距離に1キロメートル当たり<u>16</u>円を乗じて得た額に20を乗じて得た額又は1号該当者の算定基準により算定した額に10分の1を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（10月分を限度とする。）		
3号該当者	1月当たりの通学に要するバス定期券の価格及び居住する集落から最寄りの停留所までの距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり<u>25</u>円を乗じて得た額（居住する集落から最寄りの停留所までの距離が1キロメートル未満の場合は、0円）に20を乗じて得た額の合計額から5,760円を減じた額（10月分を限度とする。）	略		3号該当者	1月当たりの通学に要するバス定期券の価格及び居住する集落から最寄りの停留所までの距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり<u>16</u>円を乗じて得た額（居住する集落から最寄りの停留所までの距離が1キロメートル未満の場合は、0円）に20を乗じて得た額の合計額から5,760円を減じた額（10月分を限度とする。）	略
4号該当者	1月当たり、居住する集落から中学校までの片道の通学距離から2キロメートルを減じた距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり<u>25</u>円を乗じて得た額に20を乗じて得た額又は3号該当者の算定基準により算定した額のいずれか少ない方の額	略		4号該当者	1月当たり、居住する集落から中学校までの片道の通学距離から2キロメートルを減じた距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり<u>16</u>円を乗じて得た額に20を乗じて得た額又は3号該当者の算定基準により算定した額のいずれか少ない方の額	略

	(10月分を限度とする。)			(10月分を限度とする。)	

附 則

この改正は、令和8年 月 日から施行し、同年4月1日から適用する。

議案第 33 号

三朝町高校生等通学費補助金交付要綱の一部改正について

次のとおり三朝町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 27 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【改正の理由】

三朝町職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、自家用車による交通費の単価が、1 キロメートルにつき 16 円から 25 円に変更されたため。

【改正の概要】

1 キロメートル当たりの単価を 16 円から 25 円とする。

【施行期日】

告示の日から施行し、令和 8 年 4 月分の通学費から適用する。

三朝町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三朝町高校生等通学費補助金交付要綱（平成27年三朝町告示第78号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（本補助金の交付基準） 第5条 本補助金の額は、1月につき次に掲げる額の合計額とする。 （1） 別表に定める高校生等が居住している集落から三朝町役場までの距離（別表）の往復に相当する距離に1キロメートル当たり<u>25円</u>を乗じて得た額に20を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） （2） 略	（本補助金の交付基準） 第5条 本補助金の額は、1月につき次に掲げる額の合計額とする。 （1） 別表に定める高校生等が居住している集落から三朝町役場までの距離（別表）の往復に相当する距離に1キロメートル当たり<u>16円</u>を乗じて得た額に20を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） （2） 略

附 則

この改正は、令和8年 月 日から施行し、同年4月分の通学費から適用する。

議案第 34 号

三朝町教育行政評価委員の委嘱について

次のとおり三朝町教育行政評価委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

1 三朝町教育行政評価委員の委嘱

氏 名	区分	役 職	備 考
藤井 博美 氏	①	みささ村地域協議会 会長	新任
平尾 恵 氏	②	中学校 P T A 役員	新任
吉田 朋幸 氏	③	学識経験者	5 期目、賀茂保育園長

2 任 期

令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町教育行政評価委員会設置要綱

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は次の区分の中から三朝町教育委員会が委嘱する。

① 地域協議会の役員

② 学校の保護者会の役員

③ 学識経験者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

議案第 35 号

町立みささ図書館協議会委員の任命について

次のとおり町立みささ図書館協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

1 町立みささ図書館協議会委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（前任者の残任期間）

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例

（協議会の設置等）

第 5 条 図書館に、町立みささ図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1） 学校教育及び社会教育の関係者

（2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3） 学識経験者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別紙（議案第 35 号関係）

1 町立みささ図書館協議会委員名簿

変更前	変更後	所属・職名	備 考
山下 有司	—	三朝中学校長	学校教育及び社会教育
平井 尚	—	三朝小学校長	学校教育及び社会教育
田栗 幸人	山田 道治	町老人クラブ連合会長	学校教育及び社会教育
山本 聖子	—	町社会教育委員会委員	学校教育及び社会教育
平尾 聡康	佐々木順子	三朝小学校 P T A 副会長	家庭教育の向上に資する活動
幸田 ふみ	—	読み聞かせボランティア	家庭教育の向上に資する活動
福田 功枝	—	みささこども園長	学識経験者
吉田 弘幸	—	町立みささ図書館元館長	学識経験者
福田 茂樹	—	三朝町商工会会長	学識経験者
布廣 泰恵	—	三朝町立保育園元園長	学識経験者

2 任 期

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（前任者の残任期間）

議案第 36 号

町立学校教職員の処分について

次のとおり町立学校教職員の処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

協議事項(1)

三朝町子ども・子育て会議委員の推薦について

三朝町子ども・子育て会議条例（平成26年条例第6号）に基づき、次のとおり推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 推薦する委員数 | 1名 |
| 2 | 推薦理由 | 任期満了に伴うもの
(前任者：町教育委員会事務局長（旧教育総務課長）) |
| 3 | 任期 | 令和10年4月30日まで（2年間） |

《参考》

○三朝町子ども・子育て会議条例 (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。